

地域の支えあい活動を推進していくための考え方について

人口減少社会を迎えようとする中で、地域で発生する様々な保健福祉に係る問題に対処し、さらに問題の発生を予防していくためには、法や制度に基づくサービス提供だけでは十分ではなく、地域に根づいた住民どうしの支えあい活動の存在が大変重要な役割を果たすこととなる。

そうした地域ぐるみで支えあう体制を実現していくための取り組みを着実に進めていくためには、区が、区民、町会・自治会など関係団体とともに、一丸となって、その取り組みを進めていくことが必要である。

区としての取り組みについて考え方を明確にし、区民、関係する団体等のご意見をいただくための材料として、今回、「(仮称)地域支えあいネットワーク構築に向けた3か年重点プロジェクト」を作成した。

今後、意見を反映したうえで内容を固め、区として所要の取り組みを進めていく。

1 支えあい活動の推進にあたっての基本的な考え方

(1) すべての地域における支えあい活動の実施の確保

- 誰にも看取られず、ひっそりと家の中で亡くなる孤独死の防止
- 認知症で徘徊のある人の見守り・発見
- いつ起こるかわからない大地震など災害発生時の要援護者に対する支援
- 悪徳販売業者などによる消費者被害の防止 など

こうした地域の生活課題を解決していくためには、支援を必要とする人の存在に気づくこと、そして何か変化があった場合に、いち早くその情報が相談窓口等に伝えられ、専門機関を含めた地域の力が一体となってその対応にあたること、このように動くことができる地域ぐるみの体制が重要な役割を果たす。

区は、すべての支援を必要とする人が安心して暮らすことのできるよう、区内どこでも地域の支えあい活動が行われている状態を確保していく。

(2) 地縁の関係を基盤とした地域で支えあうためのしくみづくり

地域での支えあい活動を進めていくうえでは、住民がふだん暮らしている生活の範囲で顔見知りの関係をつくっていくことが重要である。

そのため、今後区は、町会・自治会など地縁による団体や民生児童委員の協力を得て、支えあいの基盤づくりを進め、区内どこでも、支えあいの活動が行われている状況をつくっていく。

さらに、その基盤を整えたいうで、ボランティアグループやNPOなどの活動とも結びつけながら、地域における支えあいの活動をさらに重層的、複線的なものとしていく。

(3) 支えあい活動推進にあたっての視点

区は、以下の3点を踏まえ、地域の支えあい活動の推進を図っていく。

① 要援護者の個人情報を地域の活動主体が共有するためのルールづくり

地域での支えあい活動がしやすくなるよう、区が持っている、支援の必要な対象者の個人情報を、町会・自治会等に提供できる環境を整える。

② 地域ぐるみで活動をおこなうための環境づくり

地域の課題を住民のみなさんが共有し、ともに考え、解決に向けて活動していくための場を、地域の活動主体の活動状況を踏まえた範囲を単位として設置し、地域の支えあいのネットワークづくりを推進していく。

③ 地域における自主活動を助長するための関与

地域における支えあい活動の推進については、行政の主導ではなく、地域の実情や団体の活動の考え方を尊重し、行政がその動きを支援するという形で進めていく。

(4) 地域の支えあい活動推進における区の役割

区は、区内4か所の保健福祉センターを通じて、地域の活動を支援していく。

(今後、同センターを順次(仮称)すこやか福祉センターへと発展させていき、さらに強力で推進していく。)

① 地域の課題を共有し、ともに考え、活動していくための場の確保

② 活動に必要なとなる情報の提供

③ 緊急時、困難事例への対応、専門家・専門機関との連携した対応

④ 地域の活動主体相互の連携促進、人材の結びつけなど、活動のコーディネート

⑤ 活動主体間でトラブル等があった場合の調整

⑥ その他、人材育成、地域のネットワークの取組み状況の評価 など

2 地域の支えあい活動の推進イメージ

(1) 見守り活動を支援するための個人情報の提供

町会・自治会が地域で見守りなどの活動をおこなう際に活用できるよう、区が保有している要援護者の個人情報を提供し、活動するための環境を整える。

《提供する個人情報》

○ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、 ○障害者

《情報の内容》

○氏名、 ○住所、 ○年齢、 ○性別

《情報の提供》 つぎの方法により、希望する町会・自治会に提供する。

○町会や自治会ごとの対象者（高齢者・障害者）のリスト（名簿）を渡す。

○個人情報保護のため、情報の取扱いについて区と協定書を取り交わす。

※協定書の中で、リストの管理責任者や情報の取扱いについてのルールを定める。

(2) 身近な地域での取り組みの推進

① 中野区内で既におこなわれている取り組みの例

○地域のなかで気になる方への声かけ、訪問

○老人クラブや町会活動、サロン活動など、地域で取り組んでいる活動に頻繁に顔を出している人が現れなくなった場合の連絡、確認 など

区では、上記のような現在おこなわれている地域での活動を支援するとともに、つぎのような取り組みへと拡大させていくための支援をしていく。

② 今後、取り組みを広げていきたいと考えている活動の例

○見守り支援を必要とする人の発見

○対象者との顔見知りの関係づくり（あいさつ、定期的な声かけ訪問など）

○見守りのチームづくり（2、3人がチームとなり、活動の継続性を確保する）

《見守りの必要性や、異変に気づくためのサイン（手がかり）の例》

閉まったままの雨戸、つきっぱなしの照明、ポストの新聞・手紙、ごみ出しの変化等
ふれあい食事サービス利用者の食べ残し量の変化や配食時の変化 など

3 (仮称)地域支えあいネットワーク構築に向けた3か年重点プロジェクトの策定

(1) 策定の目的

区は、地域で支援を求めている者に、住民が気づき、町会・自治会など地域のつながりにより支援していく、そうした、まちぐるみで支えあう体制を実現していくための所要の取り組みの方向性を明らかにし、区として戦略的に進めていくために策定する。

(2) 重点プロジェクトの概要

つぎの3つの重点プロジェクトを柱として、区民、町会・自治会など関係団体などとともに、具体的な取り組みを進め、区民の安心生活が確保される、包括的な地域ケア体制の実現をめざす。

◎**支えあいが育つ** 「活動しやすくするための環境づくり」

重点プロジェクト1

～ 区全体での情報共有の仕組みづくりなど活動を広げるための条件整備を行います ～

- 1 ルールに基づいた支えあいに必要となる情報の共有化
- 2 支援を必要とする人たちの実態把握の充実
- 3 見守り、発見、つなぎ機能の確保

◎**支えあいがつながる** 「地域の支えあいネットワークづくり」 重点プロジェクト2

～ (仮称)すこやか福祉センターを軸として

さまざまな活動がゆるやかに重なり支えあう地域づくりを進めます ～

- 1 お互いを知り、まちの課題を確認しあうための機会創出
- 2 コーディネート役を担う職員の配置
- 3 複合的、重層的に連携した地域の支えあいネットワークづくりの推進
- 4 ネットワークづくり重点モデル地区事業の実施

◎**支えあいが広がる** 「活動への参加のきっかけづくり」 重点プロジェクト3

～町会など地域団体や関係機関と協力して多くの人が活動を理解し

進んで参加する機運をつくります ～

- 1 支えあい活動への理解促進
- 2 区民活動センターなど地域施設との連携と利用者拡大
- 3 子育て、保健福祉活動を担う人材の発掘、育成支援
- 4 健康づくりをきっかけとした地域活動への誘導

(3) 3か年重点プロジェクトの想定期間

今年度の後半から、今後予定している(仮称)仲町すこやか福祉センターの開設を挟んだ3年間(20年度～22年度)を「地域支えあいネットワーク構築のための重点3か年」として位置づけ、本プロジェクトに基づき、取り組みを強力に進めていく。

(4) 重点プロジェクトの位置づけ

行政内部の取り組み指針として、また、区民、関係団体等に対して区の取り組み姿勢を示すための材料として活用していく。

4 今後の主なスケジュール

今後、町会連合会、民生児童委員協議会、障害者福祉団体連合会などの関係団体に対して、本重点プロジェクト及び情報共有のためのルールづくりについての説明をおこない、いただいた意見を反映したうえで内容を確定し、所要の取り組みを進めていく。

- | | |
|---------|---------------|
| 10月～11月 | 関係団体への説明、意見交換 |
| 11月末 | 重点プロジェクトの内容確定 |

(仮称)地域支えあいネットワーク構築に向けた3か年重点プロジェクト(案)

～ 地域の誰もが積極的に参加して支えあうまちをめざして ～

保 健 福 祉 部

重点プロジェクト 1

支えあいが育つ

「活動しやすくするための環境づくり」

～ 区全体での情報共有のしくみづくりなど
活動を広げるための条件整備を行います ～

ルールに基づいた支えあいに必要となる情報の共有化

支援を必要とする人たちの実態把握の充実

見守り、発見、つなぎ機能の確保

重点プロジェクト 2

支えあいがつながる

「地域の支えあいネットワークづくり」

～ (仮称)すこやか福祉センターを軸として
さまざまな活動がゆるやかに重なり支えあう
地域づくりを進めます ～

お互いを知り、まちの課題を確認しあうための機会創出

コーディネーター役を担う職員の配置

子育て、健全育成支援活動との連携した取り組みの推進

ネットワークづくり重点モデル地区事業の実施

重点プロジェクト 3

支えあいが広がる

「活動への参加のきっかけづくり」

～ 町会など地域団体や関係機関と協力して
多くの人が活動を理解し
進んで参加する機運をつくります ～

支えあい活動への理解促進

区民活動センターなど地域施設との連携と利用者拡大

子育て、保健福祉活動を担う人材の発掘、育成支援

健康づくりをきっかけとした地域活動への誘導

《重点プロジェクトが達成されたまちの姿》

- 1 「地域で一人も孤立していない」
- 2 「困ったとき、悩んだときにはいつでも気軽に相談できる」
- 3 「地域、団体の考え方に応じた多様な支えあい活動が行われている」
- 4 「多くの人々が支えあいに関心を持ち、主体的に活動に参加している」

1 地域支えあいネットワーク構築に向けた3か年重点プロジェクトがめざすもの

人口減少社会を迎えようとする中で、地域で発生する様々な保健福祉に係る問題に対処し、さらに問題の発生を予防していくためには、法や制度に基づくサービス提供だけではなく、地域に根づいた住民どうしの支えあい活動の存在が大変重要となってきます。

本重点プロジェクトは、地域で支援を求めている者に、住民が気づき、町会・自治会など地域のつながりにより支援していく、そうした、まちぐるみで支えあう体制を実現していくための取り組みを、区として戦略的に進めていくために策定するものです。

(1) 地域支えあいネットワークとは

高齢者や障害者など支援を必要とする人を支えるためのつながり、地域の子育て家庭や子どもが健やかに成長することを支えるためのつながり、区民が健康づくりを進めていくうえでのつながりなど、地域には福祉や保健に関係するさまざまなつながりがあります。

自分の努力だけでは解決できず、他からの支援が必要となった場合に、こうした地域のさまざまなつながりを担う活動主体が重層的、複線的に連携して安心生活の手助けをする。それが地域支えあいネットワークです。

(2) 地域支えあいネットワークの必要性

今後、中野区を含む大都市部は、少子高齢化が急激に進展し、人口減少社会を迎えることとなります。こうした中で、地域住民に発生するさまざまな問題に対処し、さらに問題の発生を予防していくためには、介護保険や障害者自立支援法などの法や制度に基づくサービス提供だけではなく、地域に根づいた住民どうしの支えあい活動の存在が大変重要となってきます。

地域では現在もさまざまな担い手により支えあい活動が行われていますが、地域の支え合い活動を担っているどの活動主体にも得意分野、不得意分野があります。

それぞれの強みを活かし、弱みを補完するには、ネットワークが有効です。

安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めていくためには、さまざまな活動主体の活動をより活性化していくとともに、生活に密着した地域において、いかに支えあいのネットワークを形成していくかが重要な課題となっています。

(3) 支え合いプロジェクトのめざすもの

区内の地域の支えあい活動については、もともと住民間の結びつきが弱いという都市部の特性があるうえに、担い手の不足、高齢化、個人情報保護の観点からの制約などの問題を抱え停滞気味となっています。

本プロジェクトは、このような困難な局面を打開し、区民主体の活動が活性化していけるようするため、条件整備や区民への働きかけや活動主体相互の交流促進など、区として所要の取り組みを戦略的に進めていくため策定するものです。

住民間の支えあい活動が盛んになり、法や制度に基づくサービスと結びつくことにより区民の安心生活が確保される、包括的な地域ケア体制の実現をめざします。

今後、解決を図っていかなければならない地域の問題

- 孤独死の防止
- 認知症で徘徊のある人などの見守り、発見
- 虐待の発見（高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待、DV など）
- 高齢者などの消費者被害の防止
- ひとり暮らしや日中孤立しがちでひとりで生活している人への支援
- ちょっとしたことの手伝いを頼める相手がなく困っている人への支援
- 障害者に対する施設などからの地域生活への移行支援
- 軽度者や一時的な要支援者に対する支援
（軽度の障害、病気やケガによる一時的な要支援状態など、制度の対象と
ならない人への支援）
- 災害時の要援護者の支援
- 社会的排除の対象となりやすい者への対処（外国人やニート、不安定就労層、路
上生活者など）
- 子どもの問題、高齢者の問題など複合的な問題のある世帯への一体的な支援

（４）地縁の関係を基盤とした地域で支えあうためのしくみづくり

地域におけるこれらの生活課題を解決していくためには、支援を必要とする人の存在に気づくこと、そして何か変化があった場合に、いち早くその情報が相談窓口等に伝えられ、専門機関を含めた地域の力が一体となってその対応にあたること、このように動くことができる地域ぐるみの体制が重要な役割を果たします。

こうした動きをつくっていくためには、住民がふだん暮らしている生活の範囲で顔見知りの関係をつくることのできる町会・自治会など地縁による活動が欠かせません。

区では、今後、町会・自治会など既存の地縁による活動主体や民生児童委員の協力を得て、その活動を基盤とした、区内どこでも、支えあいの活動が広く行われているという状況をつくっていきたいと考えています。また、その基盤を整えたいうえで、ボランティアグループやNPOなどの協力も得ながら、地域における支えあいの活動をさらに重層的なものとしていきたいと考えています。

（５）本プロジェクトにおける区の関わり方

地域の支えあい活動の推進については行政主導では決してありえません。地域の実情、活動の実態に合わせて区民の活動を行政が応援していく形となります。

区はその役割を担うため、新たに（仮称）すこやか福祉センターを区内4か所に設置し、支えあいネットワークづくりの地域拠点として機能させます。

また、区は支援が必要な個人情報に配慮した情報提供を地域で共有するためのルールをつくるなど、地域の支えあいの活動主体、保健福祉のサービス提供団体、NPO・ボランティア団体など団体相互の交流や連携を図り、支援を必要とする人を複線的に支えるしくみを構築していきます。

<支えあい活動推進にあたっての視点>

① 地域における自主活動を助長するための区の積極的な支援

行政の主導ではなく、地域の実情や団体の活動の考え方を尊重し、行政がその動きを支援するという形で進めていきます。

② 要援護者の個人情報を地域の活動主体が共有するためのルールづくり

地域での支えあい活動がしやすくなるよう、区が持っている、支援の必要な対象者の個人情報を、町会・自治会等に提供できる環境を整えます。

③ 地域ぐるみで活動をおこなうための環境づくり

地域の課題を住民のみなさんが共有し、ともに考え、解決に向けて活動していくための場を地域ごとに設置し、地域の支えあいのネットワークづくりを推進していきます。

<支えあい活動推進における区の役割>

区は、区内4か所の保健福祉センターを通じて、地域の活動を支援します。(今後、同センターを順次(仮称)すこやか福祉センターへと発展させていき、さらに強力で推進していきます。)

① 地域の課題を共有し、ともに考え、活動していくための場の確保

② 活動に必要な情報の提供

③ 緊急時、困難事例への対応、専門家・専門機関との連携した対応

④ 地域の活動主体相互の連携促進、人材の結びつけなど、活動のコーディネート

⑤ 活動主体間でトラブル等があった場合の調整

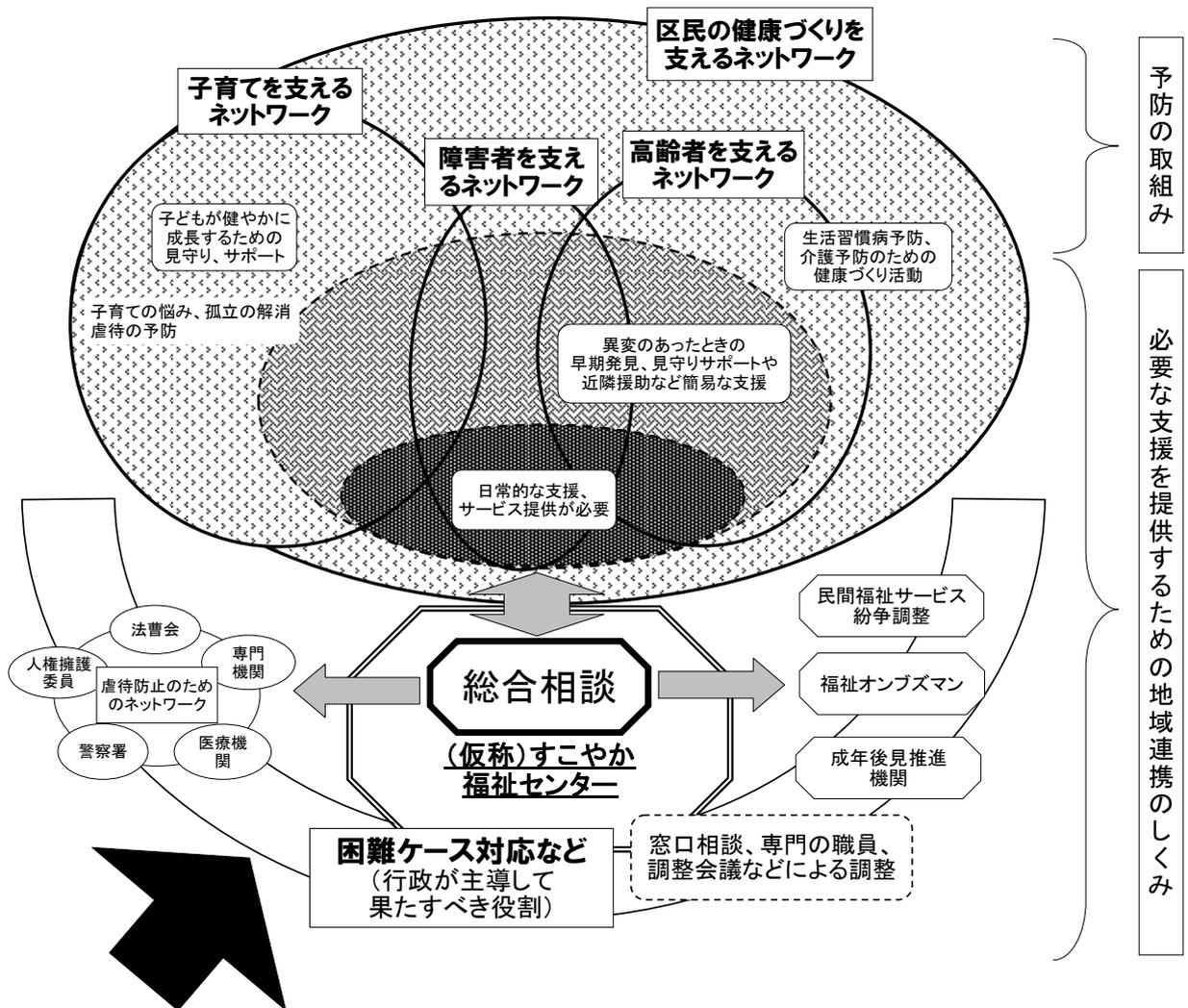
⑥ その他、人材育成、地域のネットワークの取組み状況の評価 など

(6) 本プロジェクトの位置づけ

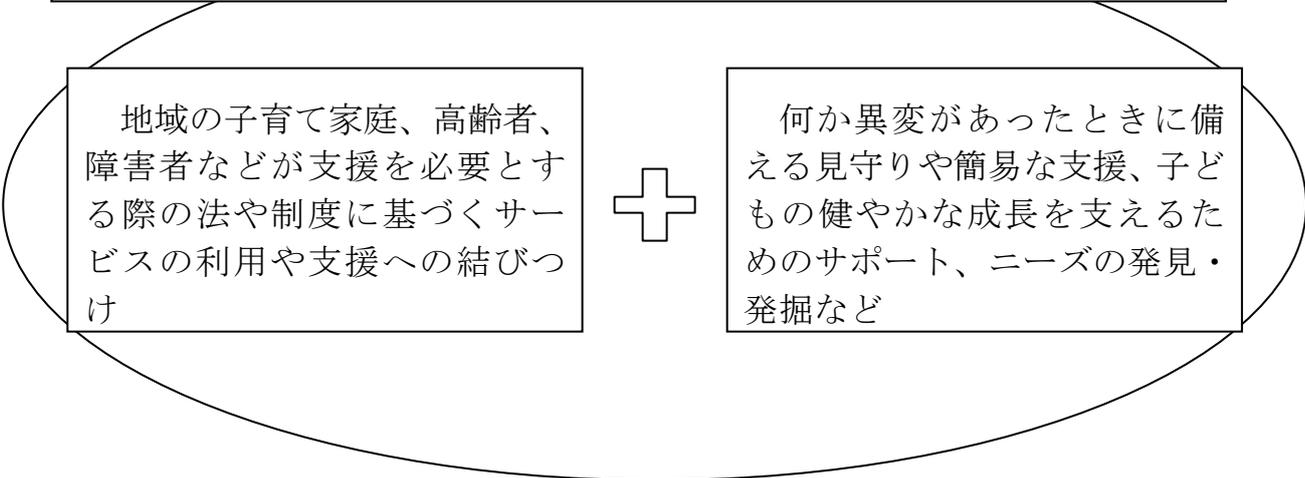
今年度(平成20年度)の後半から、今後予定している(仮称)仲町すこやか福祉センターの開設を挟んだ3年間(20年度~22年度)を「地域支えあいネットワーク構築のための重点3か年」として位置づけ、本プロジェクトに基づき、取り組みを強力で進めていきます。

本プログラムは、保健福祉総合推進計画で掲げる戦略の一つである「包括的な地域ケアのネットワーク形成」を実現していくための実践プロジェクトとして位置づけます。

■ 地域のさまざまな活動主体による重層的、複線的な支えあいのイメージ

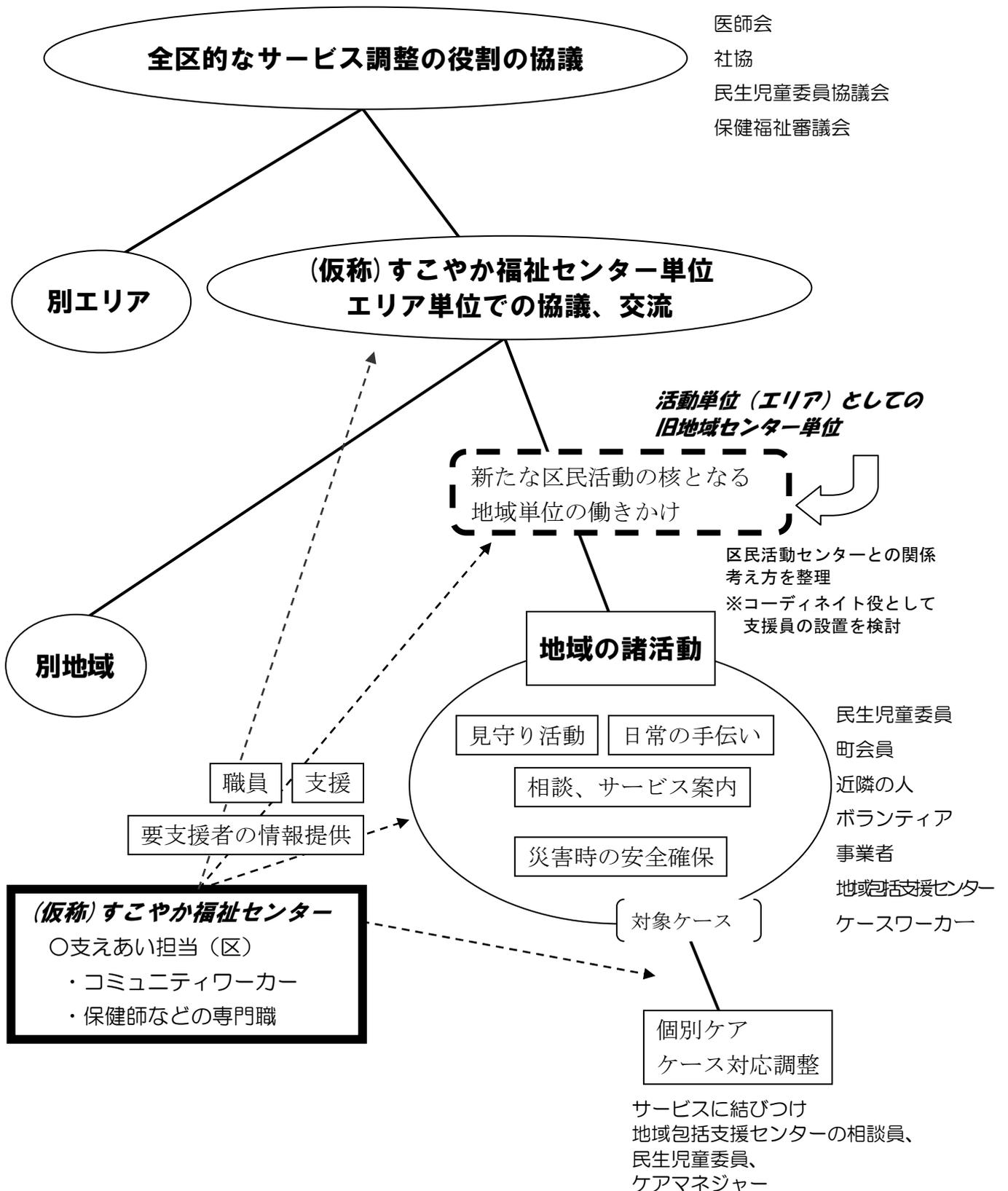


(仮称)すこやか福祉センターが軸となり、法や制度にとどまらない、住民、地域の力による支えあいを重視した、まちぐるみの支えあいネットワークづくりをめざします。



■ 支えあいネットワークの全区的なつながり

- 区
- 医師会
- 社協
- 民生児童委員協議会
- 保健福祉審議会



2 地域で広がる多様な支えあい活動

(1) 区内の現状と課題

① 支援を必要とする対象者の状況

区内のひとり暮らしの高齢者は年々増加し、70歳以上でひとり暮らしをされている方は6,700人を超えています。また、要介護高齢者は約1万人、身体・知的・精神障害のいずれかの手帳所持者は約9,000人となっています。

また、子ども家庭支援センターに寄せられる子育てに関する相談は年々増加する傾向にあります。(18年度実績は6,423件(延件数))

② 地域における支えあいの活動主体の状況

介護保険制度、障害者の自立支援制度など法や制度によるサービスだけでは十分にニーズに応えられない部分もあるため、町会・自治会など地域の自治活動をはじめ、民生児童委員やNPO、ボランティアなどの活動主体が、地域でさまざまな活動をおこなっています。

③ 支えあいの担い手の不足

地域の活動を担う人材の確保は大きな課題であり、また、活動主体の構成員の高齢化も指摘されています。区が行っている高齢者見守り支援ネットワーク「元気でねっと」事業において支援を希望する高齢者の登録者はおよそ2,400人となっていますが、支援の要望に十分に答えるための支える側の体制確保は困難な状況となっています。

今後、新たな担い手を増やすための開拓、育成支援に向けた方策を強化していく必要があります。

④ 地域の活動主体どうしの連携

地域では、さまざまな活動主体が、日ごろの声かけや見守り支援などさまざまに地域で活動していますが、現在は個別に取り組みがおこなわれている状態です。

今後は、活動主体どうしが連携して取り組みをおこない、それぞれの強みを活かし弱みを補完しあう状態になることが望まれますが、対象者を複数の担い手が支えていく前提として必要となる個人情報共有のしくみが未整備であることなどから進んでいません。

今後、支えるために必要となる情報を地域で共有するためのルールづくり、連携を進めるための仲介役(コーディネートする役割)の存在が必要となっています。

⑤ 区の保健福祉施設の連携した働きかけ

区では現在、保健福祉の総合相談窓口として保健福祉センター、高齢者の相談窓口として地域包括支援センター、障害者の相談窓口として障害者福祉会館、障害者

地域自立生活支援センター、子どもの相談窓口として、子ども家庭支援センター、療育センターアポロ園などを地域に配置し相談支援を行っています。また、区民の活動施設として高齢者会館、高齢者福祉センター、地域センター、児童館などの施設を設置し、地域の活動の推進を図っていますが、各窓口、施設間の連携は十分な状態とは言えません。

今後はこれらの地域の相談窓口、施設が連携し、一体となって地域の支えあい活動を推進していくことが求められています。新たに開設する(仮称)すこやか福祉センターは、そのための地域拠点としての役割を担います。

(2)「元気でねっと」の取り組みの経過と今後活かすべき点

①「元気でねっと」の経過

「元気でねっと」(高齢者見守り支援ネットワーク)とは、ひとり暮らしの高齢者などを見守るための区の事業です。

登録者と協力員を募り、見守りや声かけをおこなうとともに、在宅介護支援センター(地域包括支援センター)が必要に応じて見守りプランを作成し、そのプランに沿った支援が行われる仕組みと、地域で営業している新聞配達やガス、水道等の検針員、公衆浴場などの登録協力機関が異変があった場合に通報する仕組みの2つを柱として地域の見守りを行う事業であり、平成16年度に開始されました。

②「元気でねっと」の低迷

地域には町会・自治会や民生児童委員、ボランティア団体など、さまざまに支えあいの活動をしている機関や団体があり、重要な役割を果たしてきました。

「元気でねっと」の中心は、区が協力員を募って高齢者を見守る仕組みですが、こうした地域で既におこなわれていた活動との調整(協力機関としての参加)が十分に行われなかった状態で見守りが開始されたため、地域に混乱を生む結果となってしまいました。

平成20年2月現在、登録者は2,319人となりましたが、協力員と見守りプランはそれぞれ78人、78件と少ない状態となっています。現状では、今後とも協力員の大幅な増加は見込めず、見守りプラン拡大への対応が難しいことから、利用希望と協力希望のバランスがとれない状態が続いています。

こうした理由から「元気でねっと」については方向転換が求められています。

③「元気でねっと」を通じて得られた点

「元気でねっと」の取り組みの反省点として以下の点があげられます。

- 全区的、統一的なしくみであったため、地域の実情に合った柔軟できめ細かな動きが取りづらかった。
- 地域にすでにあった活動主体の動きとは別に、外付けの形で取り組みをおこなったため、地域の活動主体の理解が得られなかった。
- 区が一方的に役割を押し付ける形となり、地域から反発の声があがった。

○また、そのために人材確保ができなかった。

○区の事業ではあるが委託先（在宅介護支援センター、のちに地域包括支援センター）の仕事として位置づけられており、推進の責任主体が明確でなかった。

○見守りだけのしくみであり、地域のネットワークに関わっている人が結びつく仕組みになっていないなど、発展性に乏しかった。

プラスの面としては、既存の活動団体等に属さない人や機関が、新たに見守りの活動に参加することとなり、支えあいの担い手の裾野が広がるきっかけになるという効果がありました。

④「元気でねっと」の今後

支えあいネットワークづくりを進めていくためには、地域全体の人の輪の中で支えあうという観点を持つことが重要です。

「元気でねっと」については、これまでの反省点をふまえてその役割を整理し、支援の必要な人に何か異変があったときに早期に発見できる新たな地域の見守りのしくみとして見直します。その時点で「元気でねっと」としての取り組みは解消させることとなります。

現在の元気でねっと協力員、協力機関については、引き続き見守り活動の担い手としての役割が期待されます。

（3）地域における主な活動主体の現状と今後への期待

① 町会・自治会

中野区には、地縁型自治組織として112の町会・自治会が組織され、住民相互の親睦と交流、共通の地域課題の解決などに大きな役割を果たしています。

町会・自治会は、地域に最も身近な存在であり、これまでも、子ども、高齢者、障害者等の置かれている状況を生活に密着した形で把握し支えてきました。

最近では、町会連合会婦人部が中心となり要援護高齢者を支援するためのしくみを作る動きがあるなど、向こう三軒両隣の近所づきあいの関係がさらに薄れてきた昨今の状況を踏まえ、近隣よりも少し広域性をもった町会という組織で地域を積極的に支えていこうとする動きが出てきています。

今後とも、地域のいろいろな課題を解決していくための活動主体として、また、支えあい活動を推進する地域の中核的組織としての役割が期待されます。

② 民生児童委員・主任児童委員

地域住民の身近な相談相手として、生活に困っている方や身体のご不自由な方、ひとり暮らしの高齢の方、ひとり親家庭や育児・健康などの面で援助を必要とする方の悩み事や心配事の相談に応じています。

また、災害時一人も見逃さない運動を推進し、その一環として要援護者のマップづくりを進めるなど、地域住民の安心生活を確保するためのさまざまな取り組みを進めています。

今後とも、住民の立場に立った相談・援助の活動主体として、また、区や関係機関との橋渡し役など、公的性格を活かした役割が期待されます。

③ 育成活動団体、子育て支援グループ

地域の子どもたちの健全育成を推進するため、地区委員会など地域の育成活動団体やPTA、子育て支援グループなどが活動をしています。

地域の子育て力の向上を図り、地域で子どもの育ちや子育て家庭を支援するため、学校や子ども関連施設、NPO、ボランティア団体などとも連携しながら、その取り組みを発展させていくことが期待されます。

④ ボランティア団体、NPO

ボランティア団体、NPOは、主として特定の課題解決のために組織され活動をおこなっています。高齢者支援、障害者支援、子育て支援の分野について、地域に根ざした活動に取り組む団体も存在し、地域の支えあい活動の一端を担っています。

今後は、その活動自体はもちろんのこと、関心のある住民をボランティアとして受け入れたりするなど、区民の意識を高め、先導する役割も期待されます。

⑤ 医療関連施設、保健福祉・子育てのサービス事業者など

医療機関関係者やサービス提供従事者については、対象者に日常的に接することから、日常生活の様子の変化や虐待の兆候を最初に発見するケースが多く、地域の支えあいにおいても大きな役割が期待されています。こうしたことから、区としても日頃から医師会や歯科医師会、薬剤師会と連絡を取り合うなど、連携した取り組みをおこなっています。

子育てや保健福祉のサービス提供者として、主に法や制度に基づくサービスの提供やそのサービスの質の向上が期待されるほか、地域の要請に応える新たなサービスの提供や住民の地域活動への参加支援、福祉のまちづくりなどに積極的に参画していくことが期待されます。

⑥ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられており、住民の生活支援に関するサービスの提供、ボランティアなど住民主体の活動の振興・支援、地域での福祉ネットワークの形成など、さまざまな実績や豊富な経験をもっています。

ボランティアセンター活動、ほほえみサービス、会員向け活動、NPOとの連絡会など、地域の支え合い活動を推進するにあたっての様々な重要な取り組みを行っており、今後の地域福祉の推進に向けて、区やさまざまな担い手との連携をさらに強化しながら、各種事業の実施や地域住民への支援を通じて地域福祉を推進していく役割が期待されます。

3 支えあいネットワークづくりへの取り組み

支えあいが育つ

重点プロジェクト 1

「活動しやすくするための環境づくり」

～区全体での情報共有のしくみをつくり活動を広げるための条件整備を行います～

《プロジェクトの方向性》

- 1 ルールに基づいた支えあいに必要となる情報の共有化
地域でさまざまな活動主体が連携して支えあうために不可欠な対象者の個人情報
を共有するためのルールづくりなど必要な環境整備を進めます。
また、災害時など緊急時の要援護者への支援体制を定めます。
- 2 支援を必要とする人たちの実態把握の充実
民生委員によるひとり暮らし高齢者調査、地域包括支援センターによる調査な
ど行政が主体となる地域の実態把握に加え、地域の活動主体が把握している情報
の収集に努めるなど、地域の実態把握機能を充実し、何かあったときに必要な情
報がすぐに手に入り、行動できるようにするための体制を整備します。
- 3 見守り、発見、つなぎ機能の確保
認知症高齢者支援、権利擁護、困りごと支援、高齢者虐待防止、児童虐待防止、
など、地域で安心して暮らし続けるためのしくみを充実していきます。

《おもな取り組み》

- 1 支援に必要となる個人情報を共有するためのしくみづくり **新規**
地域の連携した支えあい活動を推進するため、区が保有するひとり暮らし高齢
者、高齢者のみ世帯、障害者、難病患者など要支援者の個人情報を関係機関、地
域の団体等に提供するしくみを整備します。
- 2 要援護者情報の区の一元管理（充実）
従来、ひとり暮らし高齢者を対象とした緊急連絡カードの登録者（緊急連絡先
を記載、区及び民生委員で情報共有）と「元気でねっと」登録者の緊急連絡カー
ドの情報を区が一元管理することとし、緊急時に備えます。
- 3 地域社会資源情報の収集と共有化（社会資源マップの作成）（充実）
地域における活動団体などの情報収集を行うとともに、リスト化、地域の社会
資源マップの作成をおこない情報発信します。

4 高齢者実態把握の拡充（充実）

従来から民生委員の活動を通して実施してきたひとり暮らし高齢者実態把握事業に加え、新たに高齢者のみ世帯を対象とした実態把握調査を行います。

5 認知症高齢者支援の実施 **新規**

認知症対策支援事業（モデル地域による生活圏域における認知症拠点づくり）をきっかけに、全区的な事業展開を行います。

6 高齢者虐待防止センターの開設 **新規**

高齢者虐待対応マニュアルの策定に伴い高齢者地域支援担当を高齢者虐待防止センターと位置づけ、地域の関係機関との相互連携を図るとともに、虐待防止及び虐待を受けた高齢者やその家族への的確な支援を行います。

7（仮称）成年後見支援センターの開設 **新規**

より使いやすい権利擁護のしくみづくりを進めるため、成年後見支援センターを開設します。権利擁護センター（アシストなかの）を実施している中野区社会福祉協議会へ事業委託し一体的な運営を行います。

8 困りごと支援事業の実施 **新規**

高齢者の日常生活の中で生じるちょっとした困りごとに対応するため、困りごと支援事業を社会福祉協議会と連携して開始します。

9 配達業者などと連携した異変等見守り事業（充実）

郵便、宅配便、乳製品、新聞配達など個別配達をする事業者やごみの個別収集システム等と連携し異変連絡を受け対応する地域の見守りシステムを構築します。

10 医療関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携（充実）

高齢者と日常的な接触をする機会の多い、かかりつけ医などの医療関係機関と連携し、日常生活に変化があった場合などの連絡体制を密にするとともに、健診機会などを通じた地域の活動への参加へ勧誘するなど、地域の諸活動と結びつけるための連携を強化します。

11（仮称）支えあいネットワーク協議会の設置 **新規**

安心して暮らせる地域づくりを進めるための全区的なしくみとして（仮称）支えあいネットワーク協議会を設置します。

各地域での活動状況を踏まえながら、認知症高齢者支援、高齢者虐待防止、権利擁護、困りごと支援事業など地域を支えるための事業に関する全区的調整や環境整備、評価改善等を行います。

《取り組みのスケジュール》

20年度	21年度	22年度
<p>○支援に必要となる個人情報共有のためのしくみづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支えあうための情報共有のあり方についての検討 ・ 新たな情報共有ルールの策定 <p>○要援護者情報の区の一元管理</p> <p>○地域社会資源情報の収集と共有化</p> <p>○認知症対策支援モデル事業の実施（10月）</p> <p>○高齢者虐待防止センターの開設（4月）</p> <p>○成年後見支援センターの設置（10月）</p> <p>○困りごと支援サービスの開始</p>	<p>○新たなしくみに基づいた情報提供の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加各団体との協定締結 ・ 参加団体への情報の提供開始 <p>○高齢者実態把握の拡充</p> <p>○配達業者などと連携した異変等見守り事業の充実</p> <p>○医療関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携</p>	<p>○新たな情報提供のしくみの円滑な運用</p> <p>○(仮称)支えあいネットワーク協議会の設置</p>

支えあいがつながる

重点プロジェクト 2

「地域の支えあいネットワークづくり」

～ (仮称)すこやか福祉センターを軸として
さまざまな活動がゆるやかに重なり支えあう地域づくりを進めます ～

《プロジェクトの方向性》

- 1 お互いを知り、まちの課題を確認しあうための機会創出
地域における町会・自治会、民生委員、ボランティア団体などの活動者間の交流、連携を図りながら、ともに支えあう地域づくりを進めます。
- 2 コーディネート役を担う職員の配置
地域ぐるみの支えあい活動を進めていくためのコーディネート役を担うための職員を配置し、地域の支えあいネットワークを強力に推進していきます。
- 3 複合的、重層的に連携した地域の支えあいネットワークづくりの推進
子育て、高齢者、障害者の領域でさまざまに活動する活動主体が複合的、重層的に連携して地域の安心生活を手助けできるよう(仮称)すこやか福祉センターが中核となり、地域の支えあいネットワークづくりを推進します。
- 4 ネットワークづくり重点モデル地区事業の実施
今後、(仮称)すこやか福祉センターの開設予定されている中部圏域及び区内数地域をモデル地区として設定し、先駆的な取り組みを推進します。

《おもな取り組み》

- 1 (仮称)すこやか福祉センターの開設 **新規**
地域に密着した子育て、保健・福祉に関するワンストップの総合相談窓口を区内4か所に整備します。高齢者、障害者、子育て家庭を総合的にサポートするほか、地域の諸活動を支援し広げます。
- 2 (仮称)地域懇談会等の開催 **新規**
地域の活動主体の活動状況を踏まえた身近な地域の範囲を単位として、住民が地域の課題を共有し、ともに考え、課題解決のために連携・協力していくための場を設置します。区も必要な関与をしながら、解決に向けた取り組み内容を明確にしたうえで支えあいの地域づくりを進めます。
- 3 地域包括支援センター相談窓口の充実 (充実)
身近な地域で認知症高齢者支援、高齢者虐待防止、権利擁護、困りごと支援などの区の整備する事業や民間のサービスを結びつける役割を担う地域包括支援セ

ンターの情報提供体制や支援体制を充実します。

4 地域の支えあい活動のコーディネート役を担う人材の確保 新規

地域における支えあい活動を支援し、ネットワーク化を進めていくため、地域全体の活動を柔軟にコーディネートするための職員を保健福祉センター及び(仮称)すこやか福祉センターに確保します。

また、今後開設する(仮称)すこやか福祉センターに、コミュニティワークをおこなう職員、保健師、子育てワーカーの3者で構成される地域支えあい担当を置き、地域の支えあいネットワークづくりを強力に推進していきます。

当該職員については地域に出向き地域活動を支援する際のノウハウを学ぶため必要な職員研修を実施します。

5 ネットワークづくり重点モデル地区事業 新規

(仮称)仲町すこやか福祉センターが開設する中部圏域及び区内数地域をモデル地区と位置づけ、中野区社会福祉協議会、地域福祉領域の学識経験者と共同して地域の支えあいネットワークづくりに重点的に取り組みます。その成果を活用して他の地区についても取り組みを進めていきます。

《取組みのスケジュール》

20年度	21年度	22年度
<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)仲町すこやか福祉センターの開設準備 ○(仮称)地域懇談会等の開催 ○地域包括支援センター相談窓口の充実 ・地域支えあいネットワークに関する各団体への説明、参加呼びかけ ・地域における既存の支えあい活動に関する実態調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)仲町すこやか福祉センターの開設準備 ○支えあい活動のコーディネート役を担う職員の配置 ○ネットワークづくり重点モデル地区事業開始(地区：中部圏域他) ・「元気でねっと」事業の発展的解消(ネットワークの中への統合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)仲町すこやか福祉センターの開設 ○(仮称)すこやか福祉センターへの地域支えあい担当の配置

支えあいが広がる

重点プロジェクト 3

「活動への参加のきっかけづくり」

～団体や関係機関と協力して多くの人が活動を理解し進んで参加する機運をつくります～

《プロジェクトの方向性》

1 支えあい活動への理解促進

できるだけ多くの区民が地域に親しみをもち、地域の支えあい活動へ主体的に参加してさまざまな活動が生み出されるよう啓発活動を進めます。

2 区民活動センターなど地域施設との連携と利用者拡大

高齢者会館、高齢者福祉センター、区民活動センター（地域センター）など身近な地域施設により多くの区民が集い、地域活動の出発点としても機能できるよう魅力的な事業展開をめざします。また、(仮称)すこやか福祉センターが中心となり、それら地域施設との連携を密にし、支えあい活動の取り組みへとつなげていきます。

3 子育て、保健福祉活動を担う人材の発掘、育成支援

ことぶき大学の卒業生やボランティア経験者、区内に居住する各種福祉関係の専門職など、活動の中核になれる人材を発掘、育成支援します。特に定年退職者などは、有力な人材として活躍が期待されます。

4 健康づくりをきっかけとした地域活動への誘導

地域の人材の発掘、活動への参加などつなぎ役を強化するため地域の支えあい活動を主として担う保健師を配置するなど、健康づくりを切り口とした地域活動を強化します。

《おもな取り組み》

1 地域支えあい推進事業の実施（充実）

地域支えあいを推進するための啓発講座、見守り支援が必要な高齢者やその家族への理解を深める講座、既に地域で活動を行っている活動者へのステップアップ講座を実施します。

2 認知症をテーマとした講演会や懇談会の開催（充実）

町会や民生委員に働きかけ認知症をテーマとした講演会や懇談会を開催し地域でできる見守り、声かけ、手助けとは何かについて理解を深めます。

3 介護予防事業や自主グループ活動への高齢者の誘導（充実）

町会や民生委員の協力を得て、地域で暮らす高齢者を高齢者福祉センターや高齢者会館で実施している生きがい事業や自主グループ活動への参加、介護予防事

業などに誘導し孤立することを防ぎます。

4 (仮称)区民活動センターとの連携 **新規**

区民の活動エリアとしての地域センター区域、また、区民に最も身近な地域施設として定着している区民活動センター（地域センター）に着目し、(仮称)区民活動センターと連携した取り組みにより地域の支えあい活動を推進していきます。また、その役割を担うことができるような職員配置を行います。

5 高齢者会館、高齢者福祉センター事業の充実 (充実)

より多くの区民が集い、地域の交流拠点として機能させるため、利用者相互が見守るための体制づくりなど、事業内容を検討し充実を図ります。

また、支えあいネットワークにおける地域の高齢者の活動拠点としての役割を合わせ持たせます。

6 地域の気軽な居場所づくり支援 **新規**

地域の人たちが出会い、つながり、支えあいの活動へと広がっていきけるよう、誰でも気軽に集える地域の居場所づくりを進めます。地域でコミュニティサロン・カフェ、地域のお茶の間、会食会などの活動との連携を図ります。

7 地域の活動リーダーの発掘、育成 (充実)

地域の意欲ある人材を発掘し、認知症サポーター、社会貢献型後見人などの養成をおこなうとともに、地域での活躍の場を広げるための働きかけを行います。

8 健康づくりをきっかけとした支えあい活動の推進 (充実)

健康づくりを切り口とした地域の支えあい活動の推進を図るため、(仮称)すこやか福祉センター及び保健福祉センターに地域の支えあい活動を主として担う保健師を配置します。

(仮称)すこやか福祉センター及び保健福祉センターの保健師、医療専門職（栄養士、歯科衛生士）は、地域でおこなう健康講座や地域保健活動を通じて、地域の自主的な活動の支援や新たな自主グループの育成に取り組むとともに、既存のボランティアや自主グループとの連携を図っていきます。

《取り組みのスケジュール》

20年度	21年度	22年度
○地域支えあい推進事業の実施		
○認知症をテーマとした講演会や懇談会の開催		
○介護予防事業や自主グループ活動への高齢者の誘導		

